

環 廃 対 発 第 1509285 号  
環 廃 産 発 第 1509285 号  
平 成 27 年 9 月 28 日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギー導入・  
低炭素化促進事業）実施要領について

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業）交付要綱については、平成27年9月28日環廃対発第1509284号、環廃産発第1509284号により一部が改正されたところであるが、これに伴って、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業）実施要領」の一部を改正し、平成27年9月28日から適用する。

廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業実施要領

第1 交付の対象となる事業の要件

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業）（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条第1項に規定する事業であって、次の各号に該当するものであること。

(1) 下表の左欄の対象施設の区分ごとに右欄の条件を満たすものであること。なお、当該施設が、主として廃棄物を処理する施設であること（湿重量ベースで廃棄物が処理物の半分以上を占めること。）。

対 象 施 設	対 象 の 条 件																								
ア：廃棄物高効率熱回収	熱回収率が以下の表の値以上（規模により異なる） <table border="1" data-bbox="770 1025 1358 1541" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>施設規模 (t/日)</th> <th>熱回収率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>100以下</td><td>12.0</td></tr> <tr><td>100超、150以下</td><td>14.0</td></tr> <tr><td>200以下</td><td>15.5</td></tr> <tr><td>200超、300以下</td><td>17.0</td></tr> <tr><td>300超、450以下</td><td>18.5</td></tr> <tr><td>450超、600以下</td><td>20.0</td></tr> <tr><td>600超、800以下</td><td>21.0</td></tr> <tr><td>800超、1,000以下</td><td>22.0</td></tr> <tr><td>1,000超、1,400以下</td><td>23.0</td></tr> <tr><td>1,400超、1,800以下</td><td>24.0</td></tr> <tr><td>1,800超</td><td>25.0</td></tr> </tbody> </table>	施設規模 (t/日)	熱回収率 (%)	100以下	12.0	100超、150以下	14.0	200以下	15.5	200超、300以下	17.0	300超、450以下	18.5	450超、600以下	20.0	600超、800以下	21.0	800超、1,000以下	22.0	1,000超、1,400以下	23.0	1,400超、1,800以下	24.0	1,800超	25.0
施設規模 (t/日)	熱回収率 (%)																								
100以下	12.0																								
100超、150以下	14.0																								
200以下	15.5																								
200超、300以下	17.0																								
300超、450以下	18.5																								
450超、600以下	20.0																								
600超、800以下	21.0																								
800超、1,000以下	22.0																								
1,000超、1,400以下	23.0																								
1,400超、1,800以下	24.0																								
1,800超	25.0																								
イ：廃棄物燃料製造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ RDF発電及びガスリパワリング型廃棄物発電は対象としない</li> <li>(ア)メタン発酵方式                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス製造量：300Nm<sup>3</sup>/日以上</li> <li>・ 発熱量：18.84MJ/Nm<sup>3</sup>(4,500kcal/Nm<sup>3</sup>)以上</li> </ul> </li> <li>(イ)メタン発酵方式以外                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エネルギー回収率：60%以上</li> <li>・ 発熱量                                     <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">固形化</td> <td>12.56MJ/kg(3,000kcal/kg)以上</td> </tr> <tr> <td>液 化</td> <td>33.49MJ/kg(8,000kcal/kg)以上</td> </tr> </table> </li> </ul> </li> </ul>	固形化	12.56MJ/kg(3,000kcal/kg)以上	液 化	33.49MJ/kg(8,000kcal/kg)以上																				
固形化	12.56MJ/kg(3,000kcal/kg)以上																								
液 化	33.49MJ/kg(8,000kcal/kg)以上																								

	ガス化 4.19MJ/Nm <sup>3</sup> (1,000kcal/Nm <sup>3</sup> )以上 ・RPF製造は対象としない ・バイオエタノールおよびバイオディーゼル製造は対象としない
--	---

- (2) 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の基本原則に沿った事業であること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可を受けたもの、又は第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可を受けたものであること。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条又は第15条の適用を受けない施設においては、この限りでないこと。
- (4) 事業実施の計画が確実かつ合理的であること。特に、電気若しくは熱の利用先又は製造された燃料の利用先が確定している旨を証明できること。
- (5) 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、費用対効果の観点から、当該事業の効率性が高い事業であること。
- (6) 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業に係る施設が適正に管理されるよう、周辺住民の理解の下に、当該事業に係る管理・運営体制が整備されている旨を証明できること。
- (7) 補助事業に係る廃棄物の処理施設の安全性に関する情報公開等を行わなければならないこと。
- ア 情報公開等を行うに当たっては、第3に掲げる範囲を中心に、処理施設の安全性等に関する説明書を作成して周辺住民に開示するとともに、開示の結果、周辺住民と質疑応答等を行った場合には、当該質疑応答等の結果の概要を環境大臣（以下「大臣」という。）に報告しなければならないこと。
- イ 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業）交付要綱に規定する財産の処分を制限する期間中は、第3に掲げる範囲を中心に、処理施設の実際の安全性について点検し、その結果を開示するとともに、開示の結果、周辺住民と質疑応答等を行った場合は、当該質疑応答等の結果の概要について補助を受けた年度の末日までに大臣に報告しなければならないこと。
- (8) 当該事業の遂行によって、他の事業者に対する波及効果が見込まれること。
- (9) 事業者の取組として先進的である事。
- (10) (1)の表の左欄のアの対象施設においては、稼働開始後5年以内に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく熱回収施設設置者の認定を都道府県知事又は政令市長から受ける旨の誓約書を提出すること。
- (11) 産業廃棄物処理施設においては、産業廃棄物管理票について電子情報処理組織に原則対応しているものであること。
- (12) 当該事業の実施及び当該事業により整備された施設の稼働において発生する産業廃棄物は、原則として優良産廃処理業者として都道府県知事又は政令市長の認定を受けた者によって処理されること。
- (13) 事業の実施主体は、処理施設の稼働から6年以内に優良産廃処理業者として

都道府県知事又は政令市長の認定を受ける旨の誓約書を提出すること。

(14)断熱材を使用する場合は、フロンを用いないものであること。

※上記に規定する要件等を満たしているかは、実施計画書等をもとに厳格に審査を行うものとする。

## 第2 交付の対象となる事業の範囲

施設の新設、増設又は改造に係る事業とする。

## 第3 交付の対象となる施設の範囲

交付の対象となる施設の範囲は、次のとおりである。

### (1) 廃棄物高効率熱回収事業

- ア 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- イ 燃焼設備・焼却残さ溶融設備、その他廃棄物の焼却に必要な設備
- ウ 燃焼ガス冷却設備
- エ 発電設備
- オ 熱供給設備
- カ 排ガス処理設備
- キ 通風設備
- ク 灰出し設備
- ケ 排水処理設備
- コ 不燃物処理・資源化設備
- サ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- シ 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ス 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一体不可分であるものに限る。）
- セ 建築施設の省エネルギーに資する照明・空調設備（前各号の設備の整備と同時に行うものに限る。）

### (2) 廃棄物燃料製造事業

- ア 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- イ 脱水・乾燥設備
- ウ 焼結設備
- エ 溶融設備
- オ 破碎設備
- カ 選別・分級設備
- キ 圧縮設備
- ク 醗酵設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ケ 排ガス処理設備
- コ 固形化設備
- サ 搬出設備
- シ 排水処理設備
- ス 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- セ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一

体不可分であるものに限る。)

- ソ 建築施設の省エネルギーに資する照明・空調設備（前各号の設備の整備と同時に行うものに限る。)

#### 第4 補助対象事業費の算定要領

##### 1 工事費

###### (1) 本工事費の区分

本工事費は、事業の主体をなす施設の工事費であって、廃棄物処理及び処理に伴うエネルギー利用のための設備の設置に係る工事費について算定すること。

###### (2) 工事費

###### ア 材料費

材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は、次の（ア）及び（イ）によるものとする。

###### (ア) 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算することができること。

###### (イ) 価格

価格は、別に定める主要資材単価表に基づくものとするが、これがない場合には原則として入札時における市場価格とするものとし、これに買入に要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料を加算するものとする。

###### イ 労務費

労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は、次の（ア）及び（イ）によるものとするが、費用等の算定については、メーカー見積もり等の証拠資料を適宜添付することにより行うことで差し支えないものとする。

###### (ア) 所要人員

所要人員は、原則として現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに算定するが一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛りを使用するものであること。

###### (イ) 労務賃金

労務賃金は、労務者に支払われる賃金であって、基本給及び割増賃金をいうものであること。

基本給は、別に定める職種別賃金日額表を使用するものとする。基本作業外の作業及び特殊条件による作業に従事した場合に支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は従事した時間及び条件によって加算することができること。

##### 2 事務費

事務費のうち備品費は、原則として取得価格1品目15万円未満のものについて算定するものとし、15万円以上のものについては、あらかじめ大臣に協議し、その承認を得たものに限って算定することができること。

## 第5 事業の実施方法等

### (1) 二酸化炭素削減抑制効果の把握等

事業の実施主体は、補助事業の実施による二酸化炭素の排出抑制効果を把握することとする。

### (2) 事業報告書の提出

事業の実施主体は、交付要綱で定める財産の処分を制限する期間においては、事業の実績及び二酸化炭素の削減量等を毎月取りまとめた事業報告書を別紙様式により作成し、翌月末日までに大臣に提出するものとする。

ただし、事業の確実性が確保されていると大臣が判断した場合、事業報告書の提出頻度を年度毎に変更し、これを当該年度の翌年度の4月30日までに大臣に提出するものとする。

なお、特に、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制量等の報告について、大臣の要求があった時は、遅滞なく大臣に報告しなければならない。

## 附則

この実施要領は、平成27年9月28日から施行する。

別紙様式（廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業の事業報告書の作成例）

平成〇〇年度廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業の事業報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

事業者名

事業代表者の職・氏名

1. 事業の名称

廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業

2. 事業の実績

【本報告の対象とする年度（補助事業で導入した設備等の使用を開始した年度においては、使用開始の日からその年度の3月末までの期間。以下同じ。）における補助事業で整備した設備等の利用状況、発電電力量等を記載する。】

3. 二酸化炭素の削減量

(1) 削減量（実績）

【補助事業の実施による本報告の対象とする年度における二酸化炭素の削減量について、算定方法及び算定根拠と併せて記載する。また、当該年度の光熱水量のデータ等、算定根拠として使用した具体的資料を添付する。】

【月毎に提出する場合】

〇年度(平成)	4月	5月	6月	7月	8月	9月
稼働日数 (又は時間)						
発電量又は 燃料製造量等						
目標達成率						
二酸化炭素排 出削減効果						
目標達成率						

10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均

**【年度毎に提出する場合】**

事業開始からの経過年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	平均
年度（平成）								
稼働日数 （又は時間）								
発電量又は 燃料製造量等								
目標達成率								
二酸化炭素排出削減効果								
目標達成率								

**<算出方法>**

二酸化炭素排出削減効果の算定式

$$= (\text{発電量又は燃料製造量等}) \times (\text{係数等})$$

**<算出根拠>**

**【係数等を算出式に係数を用いる場合は、その出典元を記載すること。】**

**【発電量及び燃料製造量等については、出典元である月報等を添付すること。】**

**(2) 実績報告書における削減量に達しなかった場合の原因**

**【(1) の削減量（実績）が、交付申請書に記載した二酸化炭素削減量に達しなかった場合に、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記載する（実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達した場合は、記載を要しない）。】**

**4. 今後の取組、改善策等**

**【本報告の対象とする年度の翌年度以降の取組予定について記載する。なお、実績報告書における削減量に達しなかった場合は、その改善策についても合わせて記載する。】**

**【用紙は日本工業規格A列4番の用紙を用い、文字の大きさは12ポイント、フォントはMS明朝体とする。】**

**【罫線は削除して差し支えない。】**

**【ページ番号を付す。】**